

費用の配賦・レートメイクについて

平成28年10月26日

大阪ガス株式会社

資料目次

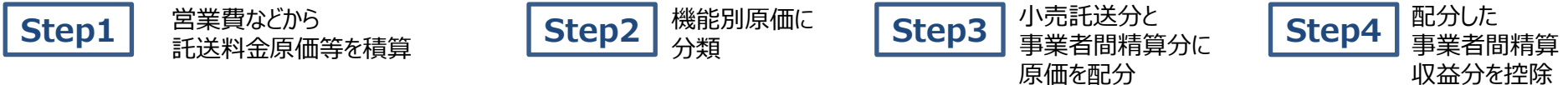
1. 費用の配賦について	…P.3
2. 託送料金表の設定	…P.4
3. 託送料金体系に係る考え方	…P.5
【参考】用語解説	…P.6
4. 託送料金メニューの概要	…P.7
5. 考え方	
(1) 需要規模に応じた料金体系の設定 ①・②	…P.8～P.9
【参考】小売料金と託送料金の比較 ①・②	…P.10～P.11
(2) 倍率・負荷率に応じた選択的託送料金 ①～③	…P.12～P.14
(3) 引込圧力に応じた加減算料金	…P.15
6. 託送料金単価表	
(1) 年間 ～3千m ³	…P.16
(2) 年間 3千m ³ ～10万m ³	…P.17
(3) 年間 10万m ³ ～	…P.18
(4) 圧力別 加減算料金	…P.19
【参考】託送料金 1 m ³ あたりの平均単価	…P.20

1. 費用の配賦について

- 託送料金原価は、託送料金算定省令に基づき、以下の手順で算定しています。
 - 【Step1】 営業費や事業報酬などから託送料金原価等を積算
 - 【Step2】 託送料金原価等を機能別原価に分類
 - 【Step3】 需要負荷に応じて部門別(小売託送分と事業者間精算分)に原価を配分
 - 【Step4】 配分した事業者間精算に係る原価(事業者間精算収益)を控除
- 結果、今回申請における託送料金原価は1,961億円/年となります。

託送料金原価の算定フロー (イメージ)

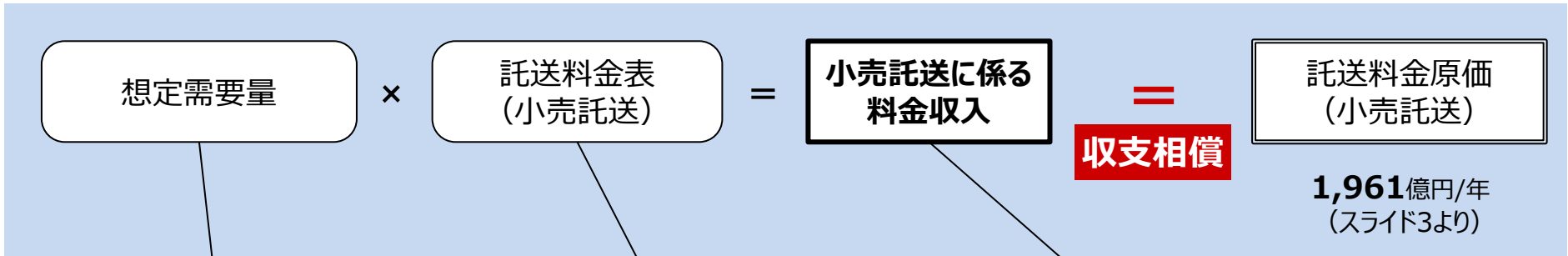
(注1) 記載の金額は、いずれも今回原価算定期間(H29~31年度)における3年間の平均
 (注2) 配賦基準についての事業者ルールは設定しておりません



Step1		Step2		Step3		Step4	
営業費などから託送料金原価等を積算		機能別原価に分類		小売託送分と事業者間精算分に原価を配分		配分した事業者間精算収益分を控除	
(億円/年)		(億円/年)		小売託送分	事業者間精算分	(億円/年)	
1,974億円 ↑ 託送料金原価等 (事業者間精算収益分含む) ↓	比較査定対象NW費用	912	託送料金原価等 (事業者間精算収益分含む)	高圧導管原価	232	託送料金原価 (今回申請原価) 1,961億円/年 事業者間精算収益 (今回原価の控除項目) 12億円/年	
	修繕費	256	中圧A導管原価	159	226		7
	租税課金	156	中圧B導管原価	195	155		4
	固定資産除却費	82	低圧導管原価	673	195		0
	減価償却費	399	供給管原価	212	673		0
	需給調整費	17	メーター原価	119	212		0
	バイオガス調達費	1	検針原価	183	118		1
	需給調査・開拓費	30	内管保安原価	137	183		0
	事業者間精算費	15	託送供給特定原価	63	137		0
	個別査定対象NW費用	955			63		0
	営業外費用	1					
	法人税等	59					
	事業報酬	68					
控除項目 (事業者間精算収益除く)	▲20						

2. 託送料金表の設定

- 託送料金原価、需要・負荷等をもとに、託送料金表を設定しています。
- なお、想定需要量に託送料金表を乗じて計算した「料金収入」は、託送料金原価と一致します（収支相償）。



	H29~H31 平均
想定需要量	8,849 百万m ³

	H29~31 平均
料金収入	1,961 億円

(税別)

	標準 I 種				...	標準 V 種
	A	B	...	H		
基本料金 (円/件・月)	490.00	1,498.40	...	1,685.40	...	214,000
流量基本 (円/m ³ ・時)	—	—	...	—	...	870
従量料金 (円/m ³)	79.05	28.63	...	27.92	...	1.77

3. 託送料金体系に係る考え方

- 託送費用の回収や、小売料金、現行託送利用者への影響を考慮して、託送料金体系を設計しています。

視点	概要
(1) 託送費用の回収	● 料金体系は、設備設計の根拠となる「 引込圧力 」、「 最大払出ガス量 」「 需要期託送供給量 」と、導管の利用度合いの尺度となる「 年間託送供給量 」およびこれらの組合せ（ 倍率・負荷率 ）に基づいたものとする
(2) 現行規制分野における小売料金への影響	● 料金体系は、 現行の小売料金と整合的 なものとする ⇒ 現行の小売料金を下回るようにする
(3) 既自由化分野における託送利用者への影響	● 料金体系は、 現行の託送料金体系と連続的 なものとする ⇒ 現行の託送料金から値下げとなるようにする

料金体系の基本的な考え方

- ① **三部料金（定額基本＋流量基本＋従量）**を原則とした体系
⇒ 但し、現行小売料金（供給約款料金等）との整合性を確保するために
家庭用などの小規模需要向けには二部料金（定額基本＋従量）を設定
- ② **需要規模に応じた料金体系**を設定
(家庭用などの小規模需要向けには、**月間託送供給量に応じた区分**を設定)
- ③ **倍率・負荷率**に応じた**選択的託送料金**を設定
- ④ **引込圧力**に応じた料金の**加算・減算(割引)**を設定

【参考】用語解説

用語		単位	概要
需要	年間託送供給量	m ³	● 1年間の託送供給量
	需要期（冬期） 託送供給量	m ³	● 12～3月分の託送供給量（12～3月は託送供給量が年間で最大となる4ヶ月間）
	最大払出ガス量	m ³ /時	● 年間で1時間あたりの託送供給量が最大となる1時間の託送供給量
	倍率（年間）	倍	● 倍率 = 年間託送供給量 ÷ 最大払出ガス量 ● 倍率が大きいほど、導管稼働率が高い ⇒ 導管稼働率が高い需要が増えるほど、ガス導管網全体の稼働率が向上
	負荷率	%	● 負荷率 = 年間託送供給量 ÷ （需要期託送供給量 × 3） ● 負荷率が高いほど、「年間託送供給量」に占める「需要期託送供給量」の割合が低い ⇒ 需要期は託送供給量がピークとなる時期であるため、この時期以外での託送供給量の割合が高まることで、年間の託送供給量が平準化され、ガス導管の効率的な運用が可能となる
料金	体系	定額基本料金	円/件 ● 1契約 × 定額基本料金単価
		流量基本料金	円/m ³ ・時 ● 契約最大払出ガス量 × 流量基本料金単価
		従量料金	円/m ³ ● 託送供給量 × 従量料金単価
	料金の算出例	円	<p>（例）託送料金種 標準Ⅲ種 （年間託送供給量 150,000m³/年、契約最大払出ガス量 200m³/時の場合）</p> <p>・ 託送料金(年間) = 定額基本料金 + 流量基本料金 + 従量料金 = [4,730円/件×12ヶ月] + [280円/m³・時×200m³/時×12ヶ月] + [8.15円/m³×150,000m³/年] = 1,951,260円（税抜）</p>

4. 託送料金メニューの概要

- ガス小売全面自由化に伴い、年間託送供給量10万m³未満の託送料金を新設しました。
- 「標準託送料金」に加え、倍率・負荷率に応じた「選択的託送料金」を設定しました。

年間託送供給量	標準託送料金	選択的託送料金		新設
0~3千m ³	標準Ⅰ種 複数二部料金	稼働率向上Ⅰ-A種 複数三部料金 年間倍率100倍以上	稼働率向上Ⅰ-B種 複数三部料金 年間倍率150倍以上	
3千~10万m ³	標準Ⅱ種 単一三部料金	稼働率向上Ⅱ種 単一三部料金 年間倍率700倍以上		
10万~50万m ³	標準Ⅲ種 単一三部料金	稼働率向上Ⅲ種 単一三部料金 年間倍率2,000倍以上	季節別Ⅲ種 単一三部料金 負荷率110%以上	今回、下記①・②の 附帯割引料金を廃止 ①天然ガス需要拡大 割引料金 ⇒ 適用実績がなく、 需要開拓費制度が 新設されたため ②高倍率・高負荷率 コージェネレーション 割引料金 ⇒ 適用実績がなく、 コージェネレーションを含む 良負荷の需要へ 同等に対応することが 適切と判断したため
50万~100万m ³	標準Ⅳ種 単一三部料金		季節別Ⅳ種 単一三部料金 負荷率110%以上	
100万m ³ ~	標準Ⅴ種 単一三部料金		季節別Ⅴ種 単一三部料金 負荷率110%以上	

現行託送料金メニューから変更なし

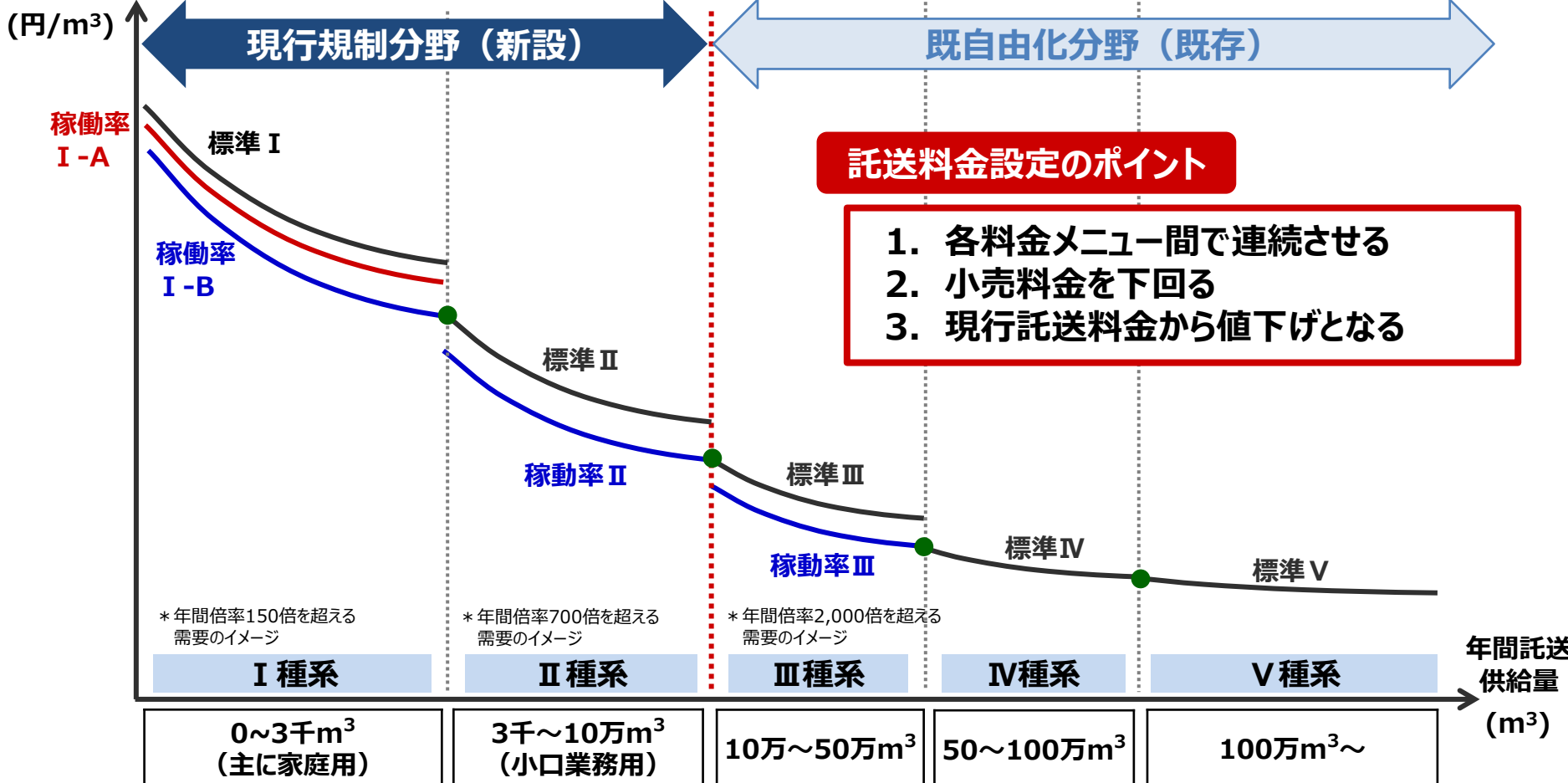
5. 考え方（1）需要規模に応じた料金体系の設定①

ご指摘事項16への回答

- 需要規模に応じて、大分類で I 種系から V 種系の5区分の料金を設定しました。
- 5区分の料金メニューが連続するように料金水準を設定しました。

各料金メニューのイメージ

1m³あたりの託送料金

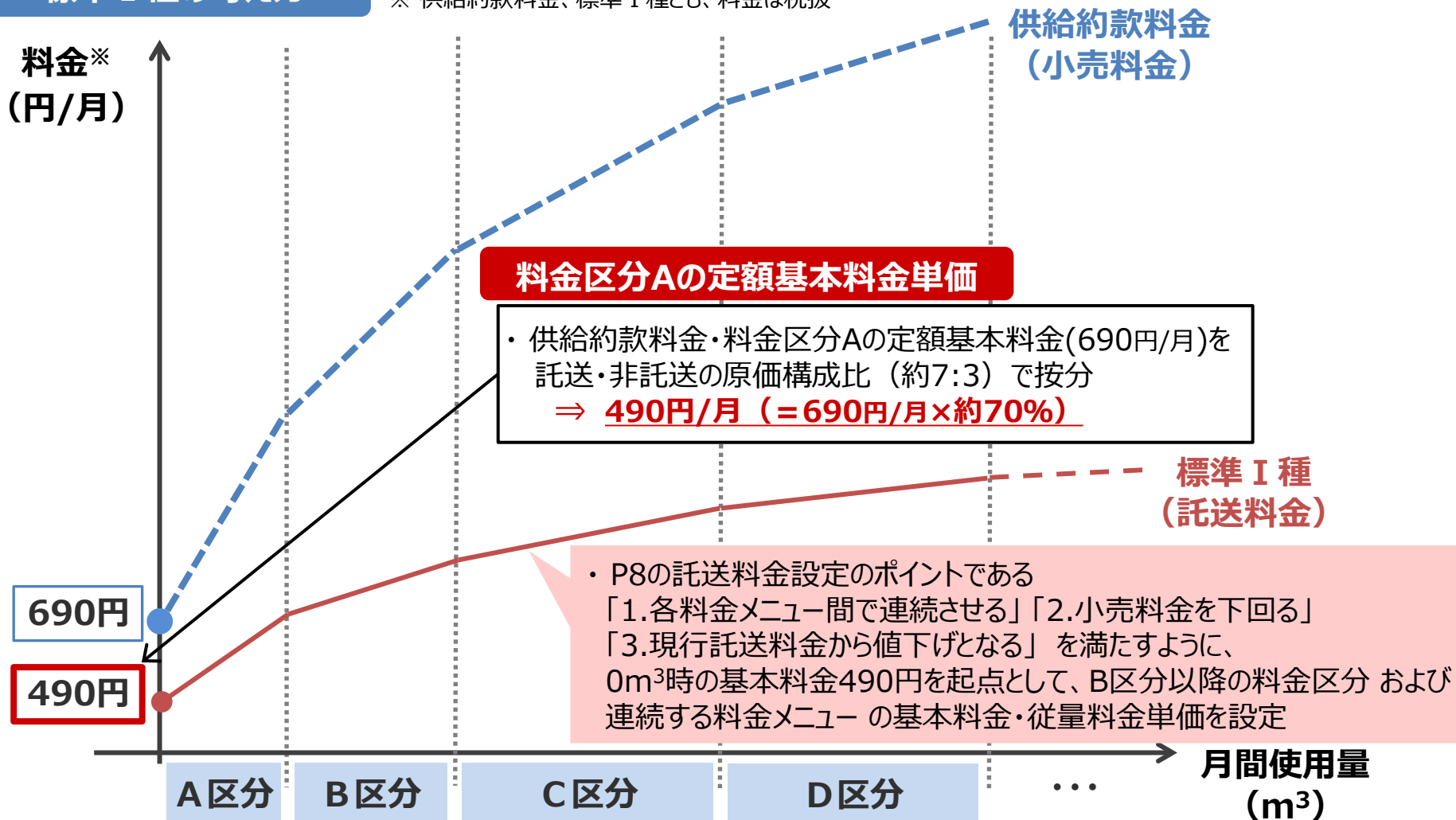


5. 考え方 (1) 需要規模に応じた料金体系の設定②

- 連続する託送料金の始まりである標準 I 種の「料金区分A」については、小売料金との整合性を考慮し、定額基本料金単価を490円/月に設定しました。

標準 I 種の考え方

※ 供給約款料金、標準 I 種とも、料金は税抜



- 標準託送供給料金Ⅰ種（標準Ⅰ種）は、一般ガス供給約款料金（供給約款料金）との整合性を考慮して設定しました。
- 具体的には、以下のような料金体系としました。
 - ① 供給約款料金と同じく、複数二部料金
 - ② 供給約款料金と同じく、料金区分をA～Hまでの8区分とし、各区分の託送供給量（使用量）も同値に設定

標準託送供給料金Ⅰ種（標準Ⅰ種）

区分	(税抜)							
	A (0~20)	B (21~50)	C (51~100)	D (101~200)	E (201~350)	F (351~500)	G (501~1000)	H (1001~)
基本料金 (円/件・月)	490.00	1,498.40	1,509.90	1,521.90	1,543.90	1,575.40	1,625.40	1,685.40
従量料金 (円/m ³)	79.05	28.63	28.40	28.28	28.17	28.08	27.98	27.92



一般ガス供給約款料金（供給約款料金）

区分	(税抜)							
	A (0~20)	B (21~50)	C (51~100)	D (101~200)	E (201~350)	F (351~500)	G (501~1000)	H (1001~)
基本料金 (円/件・月)	690.00	1,238.33	1,477.69	1,872.13	3,170.28	3,461.94	6,313.80	6,610.09
従量料金 [※] (円/m ³)	176.98	149.56	144.78	140.83	134.34	133.51	127.81	127.51

※ 記載の供給約款料金の従量料金は、基準単位料金

【参考】 小売料金と託送料金の比較②

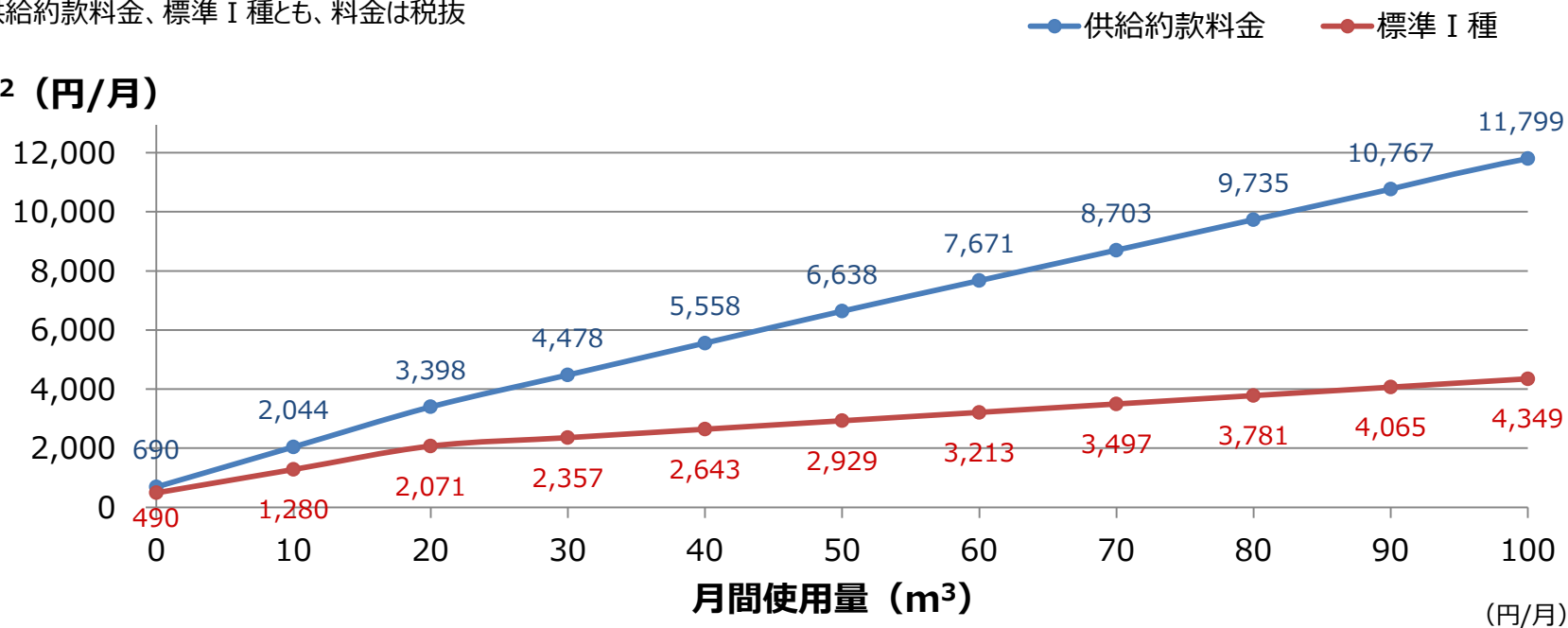
● 新たに設定した託送供給料金の料金水準は小売料金（供給約款料金）の料金水準を下回っています。

供給約款料金※1 と 標準託送供給料金Ⅰ種 の比較

※1 H28年10月適用分の供給約款料金表に基づいて算定

※2 供給約款料金、標準Ⅰ種とも、料金は税抜

料金※2 (円/月)



月間使用量	0m³	10m³	20m³	30m³	40m³	50m³	60m³	70m³	80m³	90m³	100m³
供給約款料金 ①	690	2,044	3,398	4,478	5,558	6,638	7,671	8,703	9,735	10,767	11,799
標準Ⅰ種 ②	490	1,280	2,071	2,357	2,643	2,929	3,213	3,497	3,781	4,065	4,349
託送比率 ②/①	71%	63%	61%	53%	48%	44%	42%	40%	39%	38%	37%

5. 考え方（2）倍率・負荷率に応じた選択的託送料金①

- 選択的託送料金として、高倍率の需要向けに「稼働率向上料金」を、高負荷率の需要向けに「季節別料金」を設定しました。
- また、ガス灯需要向けには定額料金である「ガス灯料金」を設定しました。

選択的託送料金の概要/趣旨

料金種	概要	趣旨
稼働率向上料金 ※1 稼働率Ⅰ-A種 : 倍率 100倍以上 稼働率Ⅰ-B種 : 倍率 150倍以上 稼働率Ⅱ種 : 倍率 700倍以上 稼働率Ⅲ種 : 倍率2,000倍以上	<ul style="list-style-type: none">● 高稼働(高倍率)の需要向けに標準託送供給料金と比較して、低廉な料金を設定	<ul style="list-style-type: none">● 負荷特性に優れた(高倍率)需要形態への託送供給により導管の効率利用を図る
季節別料金 ※2 季節別Ⅲ種 : 負荷率110%以上 季節別Ⅳ種 : 負荷率110%以上 季節別Ⅴ種 : 負荷率110%以上	<ul style="list-style-type: none">● 高負荷率の需要向けに標準託送供給料金と比較して、低廉な料金を設定	<ul style="list-style-type: none">● 負荷特性に優れた(高負荷)需要形態への託送供給により導管の効率利用を図る
ガス灯料金 ※3	<ul style="list-style-type: none">● ガス灯需要向けにガス灯料金を設定	<ul style="list-style-type: none">● ガス灯需要は、機器定格からガス使用量を確定することが可能であるため、定額料金制による託送供給を実施

※1：正式名は、「導管稼働率向上促進託送供給料金」

※2：正式名は、「季節別託送供給料金」

※3：正式名は、「ガス灯託送供給料金」

5. 考え方 (2) 倍率・負荷率に応じた選択的託送料金②

ご指摘事項17への回答

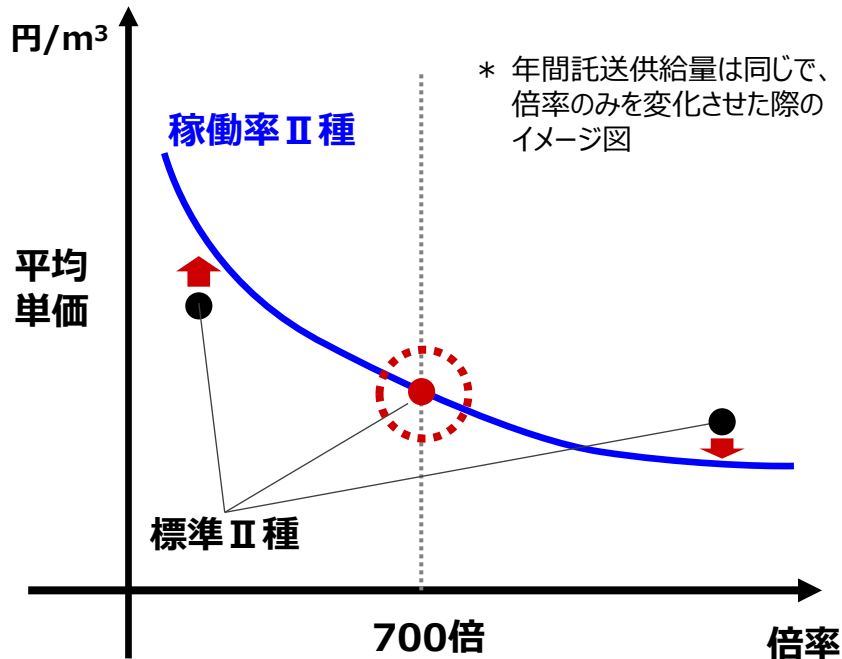
- 「稼働率向上料金」 : 一定の倍率を超えると標準料金より低廉となるように設定しました。
- 「季節別料金」 : 一定の負荷率を超えると標準料金より低廉となるように設定しました。

稼働率向上料金 と 倍率の関係

【標準Ⅱ種 と 稼働率Ⅱ種】

◆倍率700倍で 標準Ⅱ種 と 稼働率Ⅱ種 がクロス

- 倍率 700倍まで : 標準Ⅱ種 < 稼働率Ⅱ種
- 倍率 700倍超 : 標準Ⅱ種 > 稼働率Ⅱ種

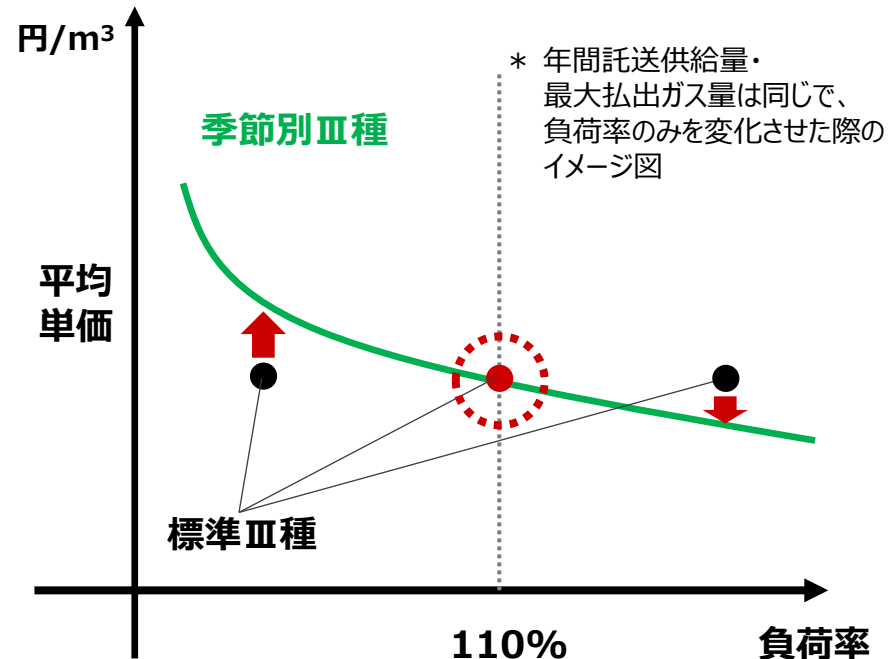


季節別料金 と 負荷率の関係

【標準Ⅲ種 と 季節別Ⅲ種】

◆負荷率110%で 標準Ⅲ種 と 季節別Ⅲ種 がクロス

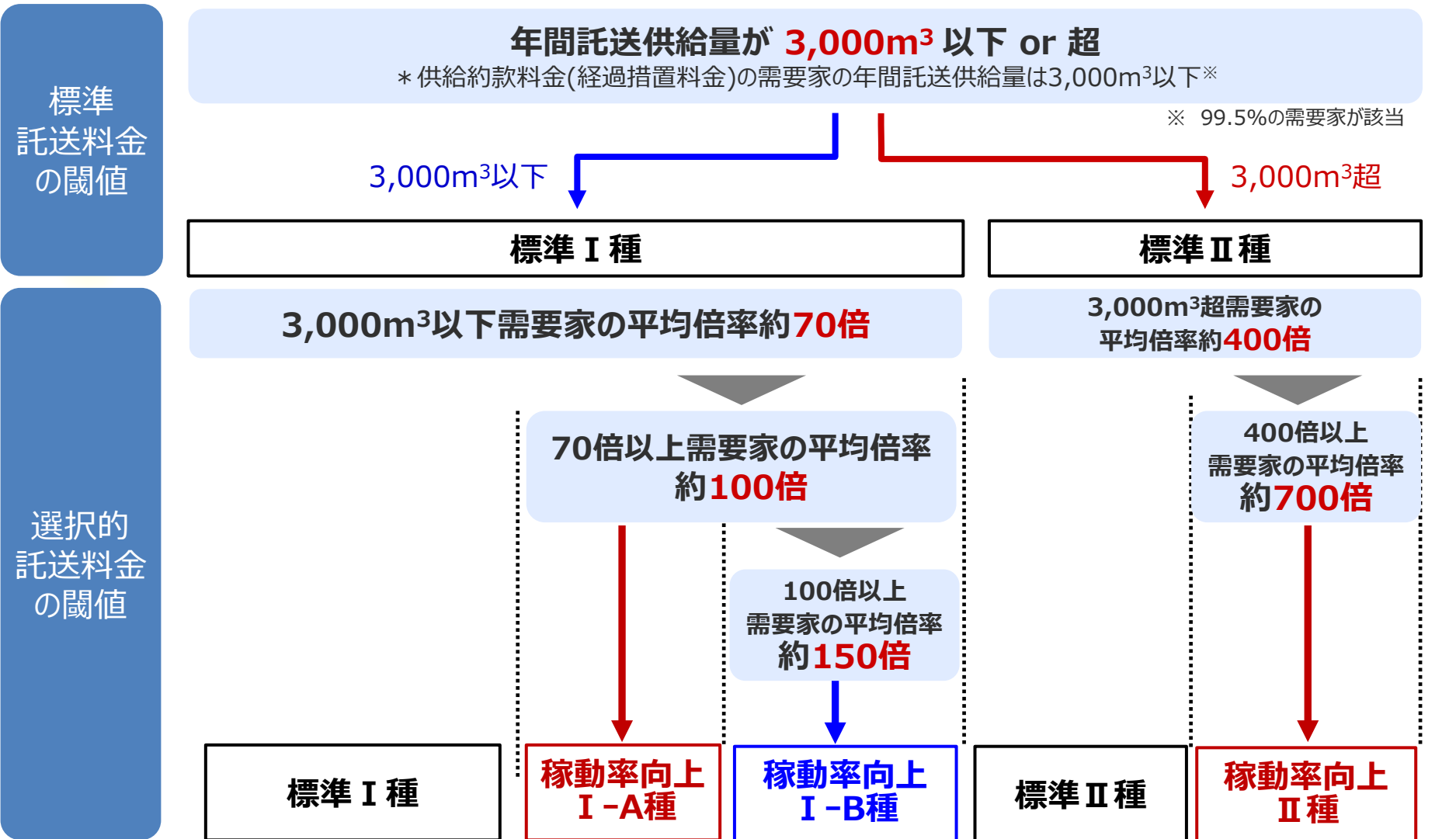
- 負荷率 110%まで : 標準Ⅲ種 < 季節別Ⅲ種
- 負荷率 110%超 : 標準Ⅲ種 > 季節別Ⅲ種



5. 考え方 (2) 倍率・負荷率に応じた選択的託送料金③

ご指摘事項17への回答

- 「稼働率向上料金」が標準料金より低廉となる閾値については、同量セグメントの需要家の平均倍率をもとに設定しました。



5. 考え方 (3) 引込圧力に応じた加減算料金

- 算定省令（第14条1項）に基づき、ベースの料金単価に加えて、引き込み圧力に応じた圧力別加減算料金を設定しました。
 - I 種系、II 種系 : 引き込み圧力が低圧であることをベースとして料金単価を設定
 - III 種系～V 種系 : 引き込み圧力が中圧であることをベースとして料金単価を設定

圧力別の加減算料金

	料金体系		低圧供給	中圧供給	高圧供給
現行規制分野 (新設)	I 種系 (0~3千m ³)	標準 I 種 稼働率 I -A 稼働率 I -B	ベース	中圧減算※1	
	II 種系 (3千m ³ ~10万m ³)	標準 II 種 稼働率 II 種			
既自由化分野 (既存)	III 種系 (10万m ³ ~50万m ³)	標準 III 種 稼働率 III 種 季節別 IV 種	低圧加算※2	ベース	高圧減算※3
	IV 種系 (50万m ³ ~100万m ³)	標準 IV 種 季節別 IV 種			
	V 種系 (100万m ³ ~)	標準 V 種 季節別 V 種			

※1 正式名は、「中圧託送供給割引料金」

※3 正式名は、「高圧託送供給割引料金」

※2 正式名は、「低圧託送供給加算料金」

6. 託送料金単価表 (1) 年間 ~3千m³

標準託送供給料金 I 種 (標準 I 種)

(税抜)

区分	A (0~20)	B (21~50)	C (51~100)	D (101~200)	E (201~350)	F (351~500)	G (501~1000)	H (1001~)
基本料金 (円/件・月)	490.00	1,498.40	1,509.90	1,521.90	1,543.90	1,575.40	1,625.40	1,685.40
従量料金 (円/m ³)	79.05	28.63	28.40	28.28	28.17	28.08	27.98	27.92

導管稼働率向上促進託送供給料金 I - A 種 (稼働率向上 I - A種)

年間使用量 : 0~3千m³
年間倍率 : 100倍以上

(税抜)

区分	A (0~20)	B (21~50)	C (51~100)	D (101~)
基本料金 (円/件・月)	490.00	1,498.40	1,509.90	1,521.90
流量基本 (円/m ³ ・時)	90.00			
従量料金 (円/m ³)	68.25	17.83	17.60	17.48

導管稼働率向上促進託送供給料金 I - B 種 (稼働率向上 I - B種)

年間使用量 : 0~3千m³
年間倍率 : 150倍以上

(税抜)

区分	A (0~20)	B (21~50)	C (51~100)	D (101~)
基本料金 (円/件・月)	490.00	1,498.40	1,509.90	1,521.90
流量基本 (円/m ³ ・時)	125.00			
従量料金 (円/m ³)	65.45	15.03	14.80	14.68

* 引込地点の圧力が中圧である場合は、中圧託送供給割引料金表 (後述) を適用して算定した額を減算します。

* 実際の料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます。

6. 託送料金単価表 (2) 年間 3千m³~10万m³ 17

標準託送供給料金Ⅱ種 (標準Ⅱ種)

(税抜)

基本料金 (円/件・月)	1,620.00
流量基本 (円/m ³ ・時)	125.00
従量料金 (円/m ³)	14.29

- 年間使用量 : 3千~10万m³
年間倍率 : 700倍未満

導管稼働率向上促進託送供給料金Ⅱ種 (稼働率向上Ⅱ種)

(税抜)

基本料金 (円/件・月)	1,620.00
流量基本 (円/m ³ ・時)	280.00
従量料金 (円/m ³)	11.63

- 年間使用量 : 3千~10万m³
年間倍率 : 700倍以上

ガス灯託送供給料金 (ガス灯定額)

(税抜)

基本料金 (円/基・月)	236.89
定格料金 (円/m ³ ・時)	2,040.00

- ガス灯需要向けに託送供給を行う場合の料金
- ガス灯の契約容量 (m³/時) に応じて料金を設定

* 引込地点の圧力が中圧である場合は、中圧託送供給割引料金表 (後述) を適用して算定した額を減算します。

* 実際の料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます。

6. 託送料金単価表 (3) 年間 10万m³~

標準託送供給料金Ⅲ~Ⅴ種 (標準Ⅲ~Ⅴ種)

(税抜)

標準	Ⅲ種 (10万~50万m ³)		Ⅳ種 (50万~100万m ³)		Ⅴ種 (100万m ³ ~)	
	新単価	現行単価	新単価	現行単価	新単価	現行単価
基本料金 (円/件・月)	4,730	27,000	35,000	60,000	214,000	280,000
流量基本 (円/m ³ ・時)	280	460	870	870	870	870
従量料金 (円/m ³)	8.15	7.59	3.92	4.36	1.77	1.78

導管稼働率向上促進託送供給料金Ⅲ種 (稼働率向上Ⅲ種)

稼働率向上	Ⅲ種 (10万~50万m ³)		(税抜)
	新単価	現行単価	
基本料金 (円/件・月)	4,730	27,000	
流量基本 (円/m ³ ・時)	870	870	
従量料金 (円/m ³)	4.65	5.13	

季節別託送供給料金Ⅲ~Ⅴ種 (季節別Ⅲ~Ⅴ種)

(税抜)

季節別	Ⅲ種 (10万~50万m ³)		Ⅳ種 (50万~100万m ³)		Ⅴ種 (100万m ³ ~)	
	新単価	現行単価	新単価	現行単価	新単価	現行単価
基本料金 (円/件・月)	4,730	27,000	35,000	60,000	214,000	280,000
流量基本 (円/m ³ ・時)	280	460	870	870	870	870
その他期従量料金 (円/m ³)	5.67	4.39	1.99	3.96	0.78	1.38
冬期従量料金 (円/m ³)	13.85	14.95	8.36	5.28	4.05	2.70

- * 引込地点の圧力が低圧である場合は、低圧託送供給加算料金表 (後述) を適用して算定した額を**加算**します。
- * 引込地点の圧力が高圧である場合は、高圧託送供給割引料金表 (後述) を適用して算定した額を**減算**します。
- * 実際の料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます。

6. 託送料金単価表 (4) 圧力別 加減算料金

中圧託送供給割引料金表 (I種およびII種)

低圧託送供給加算料金表 (III種からV種)

(税抜)

区分	A (0~20)	B (21~1000)	C (1001~)
基本料金 (円/件・月)	188.59	607.55	10,370.00
従量料金 (円/m ³)	32.57	11.62	1.86

- * I種およびII種の託送料金メニュー (標準I~II種、稼働率向上I-A、I-B、II種) を適用しており、かつ、**引込地点の圧力が中圧**である場合は、適用する託送料金メニュー (標準I種等) の託送料金額から、上記の中圧託送供給割引料金表に基づき算定した額を**減算**します。
- * III種からV種の託送料金メニュー (標準III~V種、稼働率向上III種、季節別III~V種) を適用しており、かつ、**引込地点の圧力が低圧**である場合は、適用する託送料金メニュー (標準III種等) の託送料金額から、上記の低圧託送供給加算料金表に基づき算定した額を**加算**します。

高圧託送供給割引料金表 (III種からV種)

(税抜)

区分	単価
流量基本 (円/m ³ ・時)	246.04
従量料金 (円/m ³)	0.57

- * III種からV種の託送料金メニュー (標準III~V種、稼働率向上III種、季節別III~V種) を適用しており、かつ、**引込地点の圧力が高圧**である場合は、適用する託送料金メニュー (標準V種等) の託送料金額から、上記の高圧託送供給割引料金表に基づき算定した額を**減算**します。
- * 実際の料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます。

【参考】 託送料金 1 m³あたりの平均単価

第14回専門会合資料6 P.3 抜粋・加筆

(円/m³)

料金種別 () は年間託送供給量	申請託送料金 (A)	現行託送料金 ^{※1} (B)	差 (A-B)
託送Ⅰ種 (年間3千m ³ まで)	託送Ⅰ・Ⅱ種合成 55.55	※2 56.00	—
託送Ⅱ種 (年間3千～10万m ³)			
託送Ⅲ種 (年間10万～50万m ³)	20.05	12.21	▲2.05
託送Ⅳ種 (年間50万～100万m ³)	10.16	10.40	▲0.91
託送Ⅴ種 (年間100万m ³ 超)	9.48	4.38	▲0.30
小売託送平均	4.09	22.71	▲0.54
	22.17		

※1 原価算定期間:平成26年度下期～平成29年度上期

※2 現行規制部門は、託送供給約款の適用対象外である（託送料金が設定されていない）ことから、平成27年1月料金改定時の小口部門原価より算定した「小口部門託送供給関連原価単価」の値を記載しています。

以上